

冬の足音が近づき、確定申告が気になる季節になりました。今回は、医療費控除を確認していきます。

●医療費控除とは

医療費控除とは、医療費の年間支払額が10万円(所得が200万円未満の方は所得の5%)を超えたときに受けられる、所得税と住民税の所得控除です。生計を一にする家族全体の医療費をまとめて確定申告することで、税の還付や軽減を受けられます。

「生計を一にする家族」とは、お財布を一緒にしている親族のこと。同居はもちろん別居でも、余暇と一緒にすごし、常に相手の生活費を負担している場合は「生計一」です(所得税基本通達2-47)。所得の基準や扶養の要件はないため、収入のある妻や父の扶養に入っている母と生計が一で、かつ、その医療費を自分が払った場合は控除対象にできます。

医療費を補てんするために受け取った、民間保険の入院給付金、公的医療保険の出産育児一時金や高額療養費などがあれば、その分は医療費から差し引いて下さい。医療費の負担が実質的には生じていないといえるからです。ただし、給付の対象となった医療費から引ききれない補てん金を、他の医療費から差し引く必要はありません(例、ケガで入院した医療費が7万円で入院給付金が10万円出た場合の、差額の3万円)。医療費と補てん金は、ひも付いているかどうかを基本に考えます。

なお、この医療費控除は控除額の分だけ税金が安くなる「税額控除」ではなく、控除額を所得から差し引いて累進税率をかける「所得控除」です。同じ控除額でも、家族内で所得が多く税率の高い人が適用した方が得になることを覚えておきましょう。

●控除対象になる? ならない?

基本的には、病気やケガ、痛みなどの治療目的の医療費だけが、控除の対象とされています。医師の診断があっても、健康増進や美容目的の医療費は控除対象になりません。

では、控除対象になるかならないかで迷う費用を、見ていきましょう。

・ドラッグストアで買った市販薬

風邪薬、鎮痛剤、解熱剤、胃腸薬、湿布薬、アレルギー薬といった医師の処方箋が不要な医薬品も、治療に必要なら幅広く認められます。迷ったときは、薬剤師や税理士に確認した方が確実だと思います。

・通院のための交通費

原則、公共交通機関のみ認められます。病状などやむを得ない事情がある場合には、タクシーや遠隔地への旅費も認められますが、マイカーのガソリン代や駐車場代はNGです。小さなお子さんなど付添が不可欠な場合は、付添人の交通費も含めて構いません。

・マッサージやはり灸

治療目的なら認められ、健康維持目的の場合は認められません。あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などの有資格者を確認しておきましょう(所得税法施行令第207条)。私は整形外科内のリハビリテーション科でマッサージを受け、控除対象にしています。

・差額ベッド代

本人や家族の都合だけで、個室に入院した場合は認められません。ただし、ケースバイケースのため、該当する方は税理士に確認して下さい。

・歯など高額な治療費

保険診療に限らず、一般的な自由診療も認められています。シニアのインプラントや子どもの歯列矯正、レーシックやオルソケラトロジー(近視矯正法)もOKです。一方、見た目をきれいにするための歯や皮膚

の治療費は認められません。なお、クレジットカードで払った場合は、口座引落しの時ではなく病院でカード決済した時の控除対象になるため、年をまたぐときは気をつけましょう。

・健康診断、人間ドック、メタボ健診(特定健康診査)などの費用

原則として認められません。ただし、がんや心疾患、脳血管障害、高血圧症、脂質異常症、糖尿病その他の重大な疾病や健康状態だと診断され、引き続きその治療をしたときは、その費用も控除対象に含まれられます。

・入院費

診療や治療のために必要な、部屋代、食事代、医療用器具の購入やレンタル料、付添人費用はOKですが、身の回り品や差入れの購入費用、医師や親族付添人への謝礼はNGです。

・不妊治療や人工授精

認められますが、地方自治体などからの助成金は補てん金額として差し引く必要があります。

・死後に支払った故人の医療費

故人自身は払っていないため、準確定申告では控除できません。死後に払った親族が故人と生計一だった場合は、その親族の確定申告で控除でき、また相続人なら相続税の申告で債務として控除することも可能です。なお、介護費用も医療費控除の対象になるものが多くありますが、紙幅の都合上、今回は割愛します。

●申告上の注意点

医療費控除は年末調整では行えないため、確定申告が必要です。その場合、ふるさと納税のワンストップ特例や年金受給者の確定申告不要制度は適用されず、要申告になるので注意して下さい。確定申告期間は2/16~3/15ですが、還付の場合は例外的に1/1から5年間(2025年分は2030年12月31日まで)申告可。知つておくと焦らずに済みます。